

2025 年 1 月

お 客 様 各 位

四国労働金庫

ジュニア NISA 制度終了に伴う約款改正のお知らせ

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、ろうきんでは、2023 年末をもってジュニア NISA 制度が終了したことに伴い、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」を改正いたします。改正内容等について下記のとおりご案内をさせていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象の約款

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

2. 改正概要

ジュニア NISA 制度の終了に伴い、未成年者口座の開設および非課税管理勘定の設定に係る記載の削除等を行い、改正します。

詳細は「約款改正 新旧対照表」をご参照ください。

3. 改正日

2025 年 3 月 10 日（月）から改正後の約款を適用させていただきます。

4. お問い合わせ先

ご不明な点等がありましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上



約款改正 新旧対照表

【未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款】

条番号	改正後	改正前
2	第 2 条(未成年者口座廃止届出書の提出) お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。	第 2 条(未成年者口座開設届出書等の提出) <u>1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u> <u>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</u> <u>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</u> <u>2 当金庫に未成年者口座を開設しているお客様は、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u> <u>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</u> <u>4 お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日または 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託</u>

条番号	改正後	改正前
		がされている上場株式等および金銭その他の資産のすべてについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 5 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日または 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限り、お客様が 1 月 1 日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
3	第 3 条(継続管理勘定の設定) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年から 2028 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。	第 3 条(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定) 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権が該当します。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条および第 25 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016 年から 2023 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当金庫にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年から 2028 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。)の 1 月 1 日に設けられます。
4	第 4 条(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託	第 4 条(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理) 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

条番号	改正後	改正前
	託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権が該当します。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)または継続管理勘定において処理いたします。	
5	第5条(未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲) 1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。 【略】 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 【略】	第5条(未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲) 1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。 【略】 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年において当金庫が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) 【略】
8	第8条(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産のすべてについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと 【略】	第8条(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理) 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等による未成年者口座からの払出しによる移管を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管を行わないこと 【略】
11	第11条(継続管理勘定等への移管)	第11条(継続管理勘定への移管)

条番号	改正後	改正前
	【略】	【略】
12	第 12 条(出国時の取扱い) 1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する「<u>出国移管依頼書</u>」の提出をしてください。 2 当金庫が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 当金庫が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当金庫に<u>同令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する「未成年者帰国届出書」</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。	第 12 条(出国時の取扱い) 1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。 2 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当金庫に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。
17	第 17 条(課税管理勘定の金銭等の管理) 【略】 ① 災害等による返還等<u>および上場等廃止事由</u>による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと 【略】 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと	第 17 条(課税管理勘定の金銭等の管理) 【略】 ① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと 【略】 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等<u>事由</u>による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
18	第 18 条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第 18 条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等<u>事由</u>による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
20	第 20 条(出国時の取扱い) お客様が「<u>出国移管依頼書</u>」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章(第 15 条および第 19 条を除く)の適用があるものとして取扱います。	第 20 条(出国時の取扱い) お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章(第 15 条および第 19 条を除く)の適用があるものとして取扱います。
21	第 21 条(課税未成年者口座への入出金処理) 【略】 2 お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または上場株式等の	第 21 条(課税未成年者口座への入出金処理) 【略】 2 お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または上場株式等の

条番号	改正後	改正前
	移管(以下、この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 【略】	移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 【略】
25	第 25 条(課税未成年者口座取引である旨の明示) 1 お客様が受入期間内に、当金庫への買付の委託により取得をした上場株式等(第 14 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当金庫から取得した上場株式等を課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当金庫に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りします。) 【略】	第 25 条(未成年者口座取引または 課税未成年者口座取引である旨の明示) 1 お客様が受入期間内に、当金庫への買付の委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、 第 14 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当金庫から取得した上場株式等を 未成年者口座または 課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当金庫に対して 未成年者口座または 課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りします。) 【略】
27	第 27 条(非課税口座のみなし開設) 【略】 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して 租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」 が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫とお客様との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	第 27 条(非課税口座のみなし開設) 【略】 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫とお客様との間で 特定非課税累積投資契約 (同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。
28	第 28 条(本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 【略】 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。))には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに 同条第 3 項の「未成年者帰国届出書」 を提出しなかった場合には、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 【略】	第 28 条(本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 【略】 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。))には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合には、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 【略】

条番号	改正後	改正前
附則	附則 1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2024 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 <u>7 この約款は、2025 年 3 月 10 日より一部改正を適用させていただきます。</u>	附則 1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2024 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。